

小学 中学 高等 部 年

氏名

山梨県立やまびこ支援学校
校長 小嶋 加津美

学校保健安全法による出席停止について

学校において予防すべき感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条により出席停止となります。感染症ごとの出席停止期間の基準は次のとおりです。感染症に罹患している場合は、医師の証明書にある期間、出席停止となります。登校する際には医療機関を受診し、証明を受けて下さい。

感 染 症 名		出 席 停 止 の 期 間 の 基 準
一 第一種※		・完全に治癒するまで
二 第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	・発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで ※この用紙による証明書必要なし→様式2
	新型コロナウイルス感染症	・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※この用紙による証明書必要なし→様式3
	百日咳	・特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	・解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	・耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	・発疹が消失するまで
	水痘	・すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	・主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	・学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	・学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症		・病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る）

証 明 書

1 該当者 部 年 氏 名

2 感染症名

3 加療期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

上記のものは、令和 年 月 日から登校してもさしつかえないことを認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印